

災害救援物資備蓄・調達計画

令和7年3月策定
(令和8年3月修正)

広島市



目 次

第1 総論	1
1 計画策定の背景	1
2 計画期間	1
3 本計画の位置付け	2
4 本計画の想定災害	3
5 救援物資の分類	3
6 発災時における救援物資の供給	4
(1) 基本的な考え方	4
(2) 物資供給タイムラインの設定	4
第2 市備蓄救援物資（市の備蓄体制）	6
1 基本的な考え方	6
2 市備蓄救援物資の品目	6
(1) 食料・飲料水	6
(2) 生活必需品	9
(3) 避難所運営用資機材	11
(4) 避難対策用資機材	12
3 品目ごとの備蓄目標数と算出基準	13
(1) 食料・飲料水	13
(2) 生活必需品	14
(3) 避難所運営用資機材	16
(4) 避難対策用資機材	17
4 市備蓄救援物資の整備	18
5 更新・管理・有効活用.....	19
(1) 市備蓄救援物資の更新	19
(2) 管理	19
(3) 有効活用	19

第3	市備蓄救援物資の保管方法.....	20
1	基本的な考え方	20
2	市備蓄救援物資の被災リスクと対策	21
3	集中備蓄倉庫ごとのカバーエリア	22
4	集中備蓄倉庫に係る基準	22
	(1) カバーエリア（配置の考え方）	22
	(2) 施設要件	23
5	今後の取組	23
第4	受援救援物資（広島県備蓄救援物資）	25
1	広島県備蓄救援物資	25
2	追加調達	26
3	市救援物資補給輸送拠点（2次拠点）の開設.....	27
4	輸送拠点運営の困難性と対策	27
第5	受援救援物資（国・他自治体）	28
1	国からのプッシュ型支援	28
	(1) 広島県へのプッシュ型支援による供給量	28
	(2) プッシュ型支援における役割及び物資の流れ	29
	(3) 追加調達	29
2	他の自治体（広島県備蓄救援物資を除く）からの支援.....	30
3	市救援物資補給輸送拠点（2次拠点）の開設.....	30
第6	市域内調達救援物資.....	31
1	調達方法及び体制	31
2	食事提供の際の配慮	32
3	調達する物資	32
	(1) 物的ニーズの変化・多様化	32
	(2) 簡易ベッドの調達・設置	33
4	調達物資の供給	34
	(1) 避難所等への供給	34
	(2) 協定締結の取組	34

第1 総論

1 計画策定の背景

本市では、南海トラフなどの大規模地震が危惧されていることから、本市域に影響を及ぼす地震・津波等の想定とこれに基づく被害の予測を行い、防災・減災対策の基礎資料とするため、平成25年度に広島県が公表した「広島県地震被害想定調査」を基に、行政区又は小学校区ごとに地震・津波等による危険度評価をした「広島市地震被害想定報告書（平成25年12月）」（以下「市報告書」という。）を取りまとめ、その市報告書を踏まえて最も被害が大きいと予測される南海トラフ巨大地震を対象に、これまで計画的に食料や生活必需品、資機材を備蓄、配備してきた。

また、近年、全国的に暴風、豪雨、洪水、土砂災害、高潮等の気象災害による被害が毎年のように発生しており、本市においても平成26年、平成30年、令和3年と相次いで大規模な風水害が発生する中で、これらの災害に対する避難対策等の検証結果を踏まえ、新たに資機材を配備するなど、避難所の環境の改善に取り組んできたところである。

こうした中、令和6年1月に発生した能登半島地震の被災地では、道路の寸断、地盤の隆起などの様々な要因による救援物資の供給遅延、また、避難所では劣悪なトイレ環境、女性視点の欠如など、過去の震災と同様の問題が、改めて浮き彫りとなった。

震災時に繰り返し発生する避難所でのこうした問題により適切に対処するため、国の「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」をはじめ、避難所運営に関する各種ガイドライン等に沿って、プライバシーの確保や女性、要配慮者などに配慮した物資の品目・数量などを見直すとともに、避難所の生活環境に配慮した機能強化についての改善・改良の検討・導入を進めるなど、避難所運営に必要な資機材の充実を図り、計画的・継続的に備蓄体制の整備を推進するため、本計画を策定するものである。

加えて、国や県、他都市からの救援物資や、協定を締結する関係団体等からの調達物資などに係る基本的な方針についても本計画で整理するものとする。

2 計画期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とし、5年ごとに内容（品目、数量等）や計画期間の見直しを検討し、必要に応じて修正を行う。

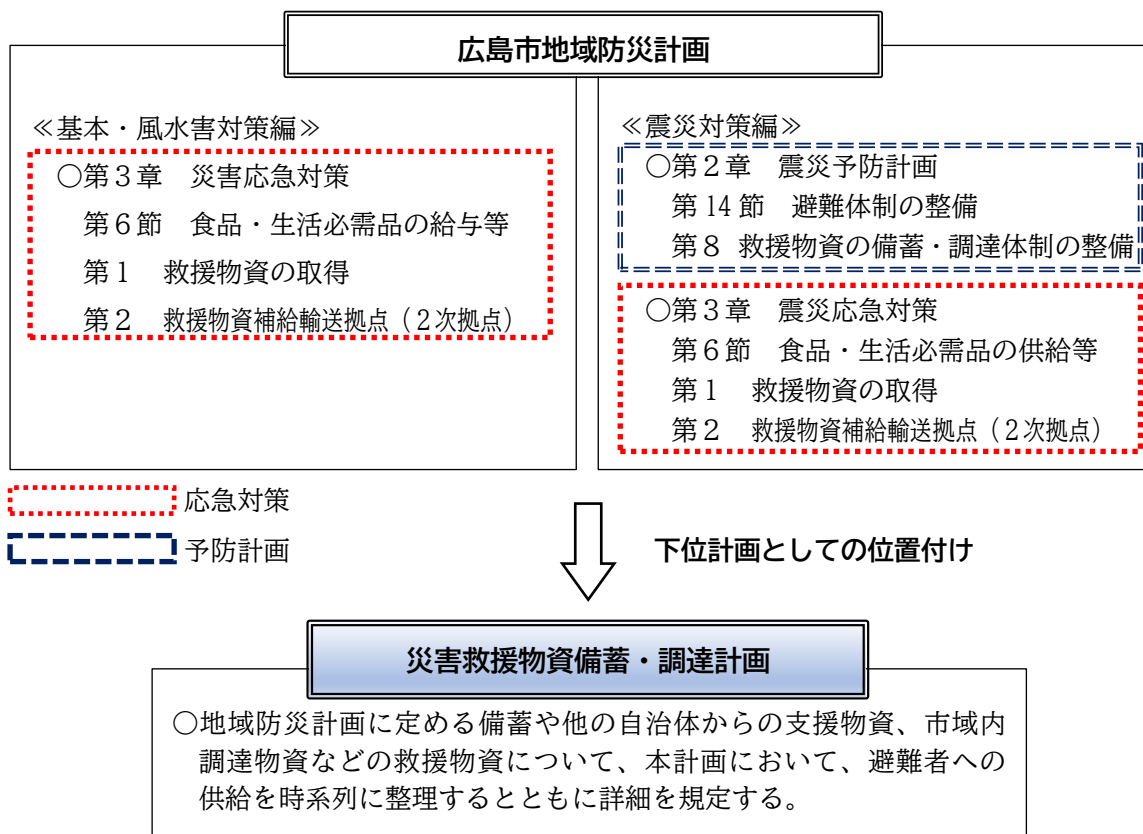
ただし、新たな課題が生じた場合や地震被害想定調査の見直しを行った際などには、計画期間中であっても、その都度検討を加え、本計画の修正等を行うものとする。

3 本計画の位置付け

本市では、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、広島市防災会議において広島市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）を策定し、防災対策を総合的かつ計画的に実施している。

本計画は、地域防災計画（基本・風水害対策編）第 3 章第 6 節の食品・生活必需品の給与等の第 1 救援物資の取得及び第 2 救援物資補給輸送拠点（2 次拠点）、地域防災計画（震災対策編）第 2 章第 14 節の第 8 救援物資の備蓄・調達体制の整備、第 3 章第 6 節の食品・生活必需品の供給等の第 1 救援物資の取得及び第 2 救援物資補給輸送拠点（2 次拠点）に記述する救援物資に関する事項について、発災からの経過日数に応じて時系列に整理し詳細を定めるものであり、地域防災計画の下位計画として位置付ける。

（体系図）



4 本計画の想定災害

本計画では、引き続き市報告書において本市域に大きな被害を及ぼす可能性があるとして想定される6つの地震※のうち、最も被害が大きいとされる南海トラフ巨大地震を想定災害とする。

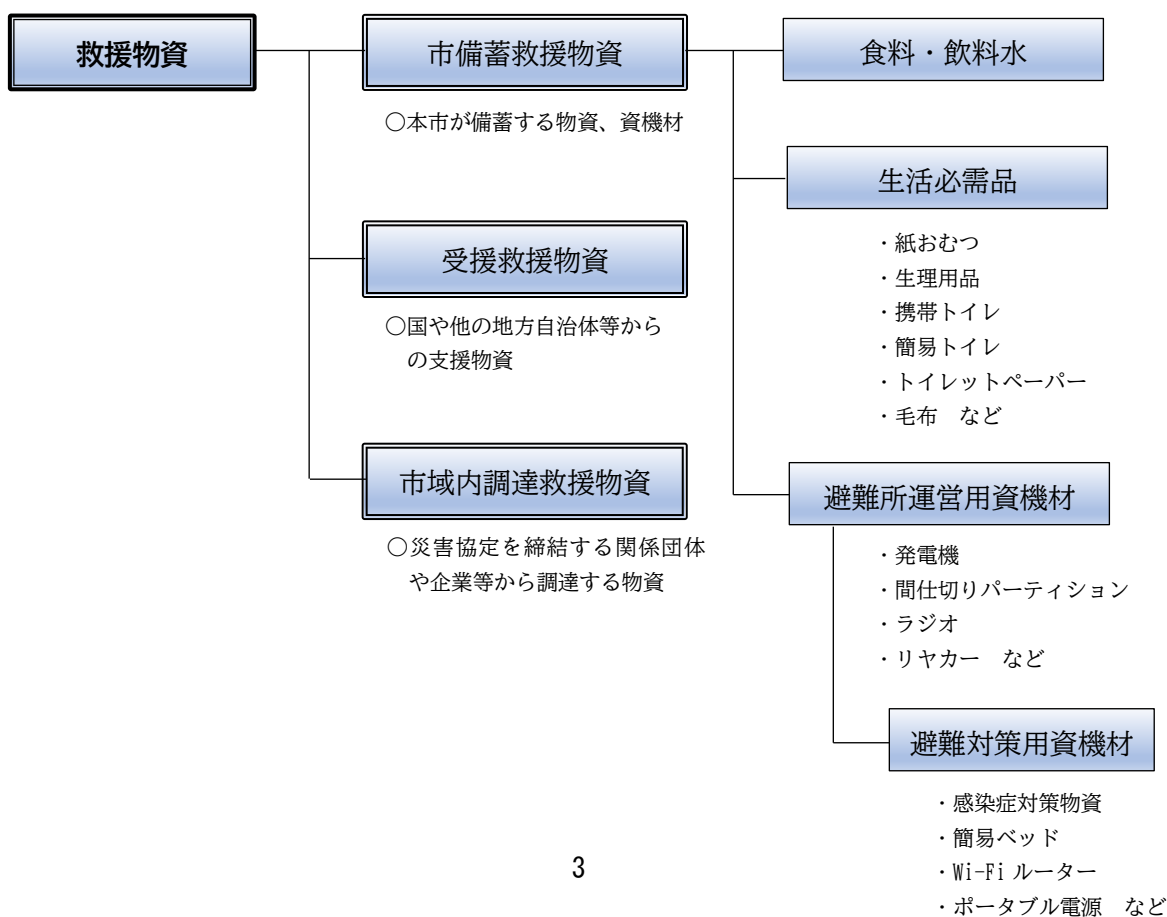
※ ①南海トラフ巨大地震、②安芸灘～伊予灘～豊後水道の地震、③五日市断層による地震、④己斐-広島西縁断層帯による地震、⑤岩国断層帯による地震、⑥安芸灘断層群（広島湾-岩国沖断層帯）による地震

5 救援物資の分類

発災時、避難者に供給する救援物資とは、地域防災計画上、災害救助法第4条第1項第2号に規定される「食品」のほか、災害救助法第4条1項第1号に規定される「避難所」の運営に必要な「消耗性の日用品」や「日用備品」と定める（ペットボトル飲料等は「食品」に含まれる。）。

本計画では、救援物資について供給元の違いから下表により「市備蓄救援物資」、「受援救援物資」、「市域内調達救援物資」に分類する。

(救援物資の分類等)



6 発災時における救援物資の供給

(1) 基本的な考え方

国の防災基本計画では、物資の調達、供給に関し、地方公共団体は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、供給のための計画を定めておくこと、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄することなどについて規定していることから、本市では、避難所の避難者に供給する救援物資の備蓄・調達に係る計画を策定の上、計画に基づく取組を推進する。

また、災害予防として、「自助（自分の身は自分で守る）」の取組である家庭内、事業所の物資の備蓄の促進も、被害の軽減を図る上では重要であると考えており、発災時における救援物資の調達、供給については、本市による「公助」を主体としつつ、家庭内・事業所による「自助」の取組が適切に組み合わせられ、一体となって機能するよう努める。

(2) 物資供給タイムラインの設定

ア 国の物的支援と自治体の備蓄の必要性

国は、南海トラフ地震発生時の災害応急対策の内容を「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（以下「応急対策計画」という。）に定めている。この応急対策計画では、国が行う被災自治体への食料や生活必需品などの物的支援（プッシュ型支援）について、発災後4日目から7日目までに必要となる量を、遅くとも発災後3日目までに被災地に届くように調整するものとされている。このことから、国からの物的支援が本格化するのは発災後4日目以降となることが想定される。

また、発災当初においては、必要とされる物資の品目や数量等に係る正確な情報の把握に時間を要すること、被災地及びその周辺の民間供給能力が低下すること等から、国の物的支援が本格化するまでの発災後3日分の食料や生活必需品などは、あらかじめ各自自治体が備蓄しておく必要がある。

イ 物資供給タイムラインの設定

救援物資の供給に関する基本的な考え方、国の応急対策計画による支援などを踏まえた本市の発災時における物資の供給タイムラインは、次のとおりとなる。

まず、広島県は、南海トラフ巨大地震等の大規模広域災害に備えた災害応急救助物資（食料、飲料水、生活必需品等）の備蓄等について、広島県、県内市町、家庭・企業の役割に応じた備蓄の基本的な方向性や備蓄目標を定めるため「災害応急救助物資の備蓄・調達方針」（以下「方針」という。）を作成し、食料や生活必需品などを備蓄している。方針

については、能登半島地震の被災地における救援物資の供給に係る課題等を受け、これまで広島県と県内市町で各1日分、計2日分の食料等の備蓄としているところ、各1.5日分、計3日分の食料（生活必需品は各1日分、計2日分）を備蓄することなど、見直しを進めている。

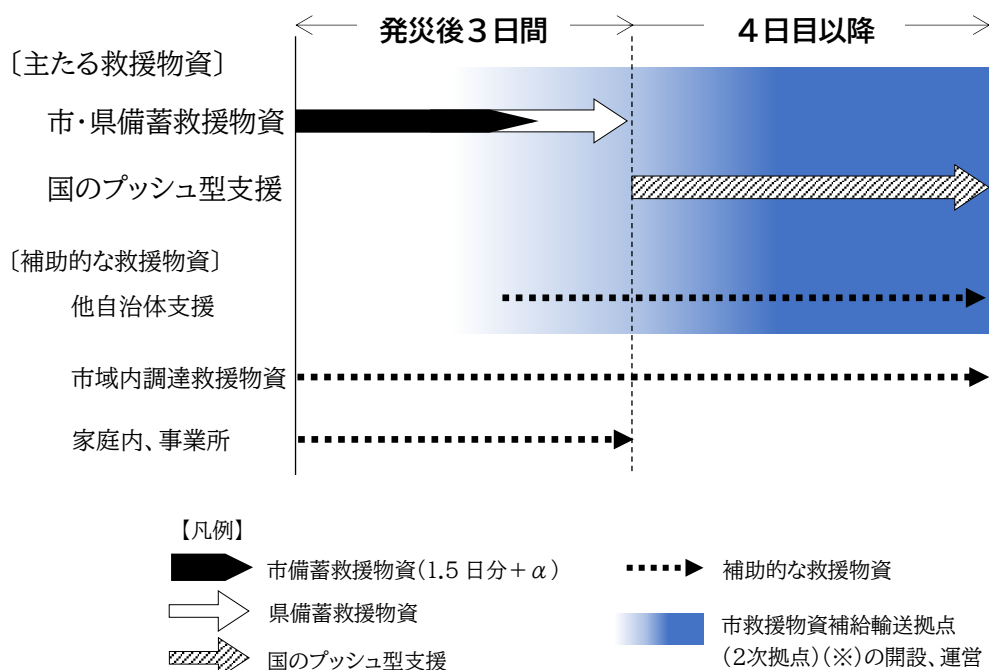
このことを踏まえ、本市では1.5日分[※]の食料等を備蓄するものとし、救援物資として発災直後から避難者に供給する。本市の備蓄の供給以降、発災後3日目までは広島県の備蓄、4日目以降は国からの物的支援（プッシュ型支援）を避難者への主たる救援物資として供給する。

また、本市や広島県などによる救援物資の供給（公助）に加えて、家庭内、事業所が平常時から行っている備蓄（自助）が避難所に持ち寄せられ、本市等が行う救援物資の供給を補完する役割を担うことで、一体的に機能するよう取り組む。

これらのことを前提として、発災時における避難者への救援物資の供給タイムラインを下表に示す。ただし、被災状況等によって供給タイムラインは変動するものであり、前・後倒しで対応する場合もあり得ることに留意し対応を進める。

※ 本市としては、後述の「市備蓄救援物資の被災リスクと対策（P21）」及び「輸送拠点運営の困難性と対策（P27）」など、想定される応急対策上のリスク低減を図る必要があるため、「+α」として0.5日分の食料等の備蓄に取り組み、実質的な1.5日分の食料等を備蓄する。

（物資供給タイムライン）



※本市が国や広島県から供給される物資を受入れ、避難所に向けて送り出すために開設、運営する施設（経済観光局、道路交通局から動員）

第2 市備蓄救援物資（市の備蓄体制）

1 基本的な考え方

国は、東日本大震災における様々な課題を踏まえ、平成25年6月に災害対策基本法を改正するとともに、この法改正を受け、避難所における良好な生活環境の確保等に努めることが求められる市町村が取組の参考にできるよう「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（以下「指針」という。）を策定している。また、指針の具体的な対応を示すものとして、「避難所運営ガイドライン」、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」を作成している。本市においては、食料や生活必需品などの救援物資の備蓄は、国の指針を基本とし、上記のガイドラインや応急対策計画、また、東日本大震災や熊本地震の際、避難所に避難者が大挙し備蓄食料などの消耗性の物資が早期に枯渇する事態が生じた過去の災害の教訓などを踏まえて、本計画により市備蓄救援物資の1.5日分+ α （0.5日分）の品目や数量を整理しており、本計画に定める市備蓄救援物資の必要数量の目標に早期に達するよう整備に努める。

ただし、既に必要数量の整備が完了している備蓄救援物資であっても、品質や仕様が既存の備蓄救援物資と比較して、避難者支援のためにより有効となる改善・改良品等が開発・流通している場合は、避難生活を日常の生活環境に近づけるという基本姿勢及び視点から、その都度検討を行い、導入を進める。

また、本計画で定める品目ごとの備蓄目標数についても、国の指針や各種ガイドラインの改訂、地震被害想定の見直しを踏まえて妥当性についての検討を行い、必要に応じて市備蓄救援物資の品目・数量の見直しを図るものとする。

2 市備蓄救援物資の品目

(1) 食料・飲料水

ア 食料

発災当初においては、避難者が必要なエネルギーを確保することが重要であるため、比較的容易に摂取できる加熱調理不要な食料を備蓄する。その選定に当たっては、比較的日常生活の主食に近い米飯とし、副食を必要としない具入りのアルファ化米又はそれに類するものとする。また、米飯以外を選定する場合を含め、普通の食事を摂取するのが困難な要配慮者（摂食嚥下困難者、疾病による食事制限がある者、食物アレルギーを持つ者、乳幼児、妊産婦等）に十分配慮するものとする。

具体的には、国の指針において、食物アレルギーを有する避難者への配慮についての必要性も指摘されており、避難者の誤食対策として、配布する食料の原材料等を表示した包装を掲示する等、避難者が確認できるようにすることや、食物アレルギーの対象食料が示されたビブスの活用などが紹介されている。しかしながら、発災当初にこうした措置や食物アレルギー有症者とそうでない者を区別して備蓄する食料の配布を行うことは極めて困難であるため、食料は全て食物アレルギー対応とする。

乳幼児には、離乳食、粉ミルク、食物アレルギー対応粉ミルクを備蓄する。なお、調乳を必要とせず乳児に対して即時提供可能である液体ミルクは、粉ミルクと併せて一定量を備蓄する。

イ 飲料水

地域防災計画上、飲料水は浄水場内の配水池、緊急遮断弁設置配水池、飲料水兼用型耐震性防火水槽（以下「飲料水源」という。）において確保し、給水車により水道水を運搬の上、避難所等の給水場所に給水することとしている。また、発災当初における必要水量も飲料水源により十分確保されている。

しかしながら、発災時、その運用や運搬を担う職員が自身の被災等により非常参集できない場合も想定され、また、能登半島地震をはじめ過去の災害において道路寸断や液状化、交通渋滞の発生により、目的地への到着に相当な時間を要した事例も多く報告されている。このことから、応急給水が避難所に行き届くまでの間、避難者に供給する飲料水を備蓄する。

また、食料として備蓄するアルファ化米を避難者に提供する際にも、飲料水が必要となることを考慮しておく必要がある。

(飲料水兼用型耐震性防火水槽の設置場所)

所在地	施設名	所在地	施設名
中 区	広島サッカースタジアム	西 区	大芝公園
	平和記念公園		草津公園
	縮景園		観音小学校
	舟入小学校		庚午小学校
	東千田公園	安佐南区	安田女子大学
	吉島東小学校		広島経済大学
	江波小学校		長束小学校
東 区	高天原墓園	安佐北区	広島県消防学校
	早稲田中学校		寺迫公園
	尾長小学校	安芸区	県立安芸南高等学校
南 区	県立広島皆実・広島工業高等学校		瀬野川中学校
	宇品東小学校		船越小学校
南 区	湊崎公園	佐伯区	五日市中学校
	宇品小学校		県立廿日市高等学校グラウンド
	段原小学校		広島工業大学
	広島市民球場		五月が丘小学校
西 区	県立広島井口高等学校		五日市小学校
	広島県総合グラウンド		八幡東小学校

(2) 生活必需品

国の指針では、被災者の生命、身体の保護を優先とし、災害用トイレや紙おむつ、生理用品などの備蓄の検討を推奨している。このほか、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」や、本市防災・危機管理部局の女性職員の意見なども踏まえ、本市の災害用トイレやおむつ、生理用品などの生活必需品の備蓄は次のとおりとする。

ア 災害用トイレ

阪神・淡路大震災や東日本大震災、能登半島地震など、過去に発生した大規模な震災においては、上下水道の施設等の被害に起因する避難所の劣悪なトイレ環境が、避難者が排泄を我慢し水分や食品摂取を控えることにつながり、最悪の場合、脱水症状や栄養状態の悪化、エコノミークラス症候群などの健康被害を引き起こしたと言われている。また、過去の震災における被災自治体へのアンケートでは、仮設トイレは避難所に届くまでに時間を要したと回答しており、発災初期における避難所のトイレの円滑な衛生管理を行っていく上では、既設のトイレに便袋と凝固剤を用いて、水を要さず排泄物を処理できる携帯トイレの備蓄の必要性は極めて高い。

合わせて、避難所の既設トイレが利用できない場合に備え簡易トイレを備蓄することとし、また、手すりなどの設置がない一般用の洋式トイレの使用が困難である高齢者や障害者などにも配慮し、車いす対応型の簡易トイレも備蓄する。

本市下水道部局においても、発災時におけるトイレ環境の整備に係る取組を推進しており、下水道施設の地震対策として平成18年度からマンホールトイレシステムの整備に着手し、これまでに避難所等へ計261基の整備を完了（令和7年3月現在）している。

マンホールトイレシステムは、衛生管理に優れており、発災時においても日常的に使用されている水洗トイレに近い良好なトイレ環境を避難者に提供できるといった利点がある。実際に、東日本大震災や熊本地震の際、避難所に整備されたマンホールトイレシステムが運用され、使用者から好評であったことが報告されている。

このように、過去の震災において有効性が実証されているマンホールトイレシステムを、避難所の開設当初から、速やかに避難者へ提供できる環境を整えるため、前述の携帯トイレや簡易トイレなどの備蓄に加え、マンホールトイレシステム用としてパネルやテント、便座・便器等の上部構造物を備蓄する。

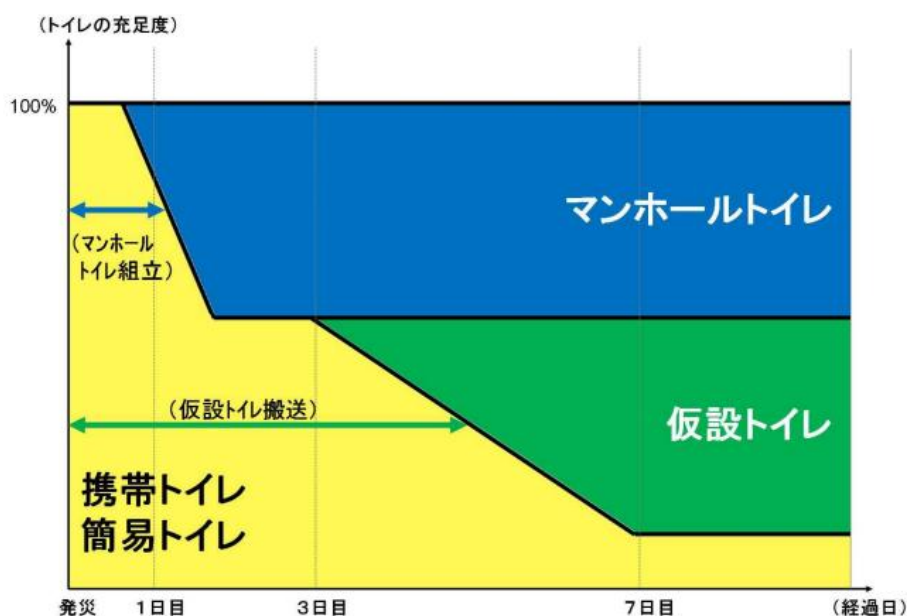
なお、国の「マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン」では、仮設トイレは概ね発災から3日目以降から徐々に供給されるものと想定されている。

これらのことを前提として、国の「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」の数的指標である避難者50人当たり1基、トイレの平均的な使用回数1日5回を用い、

市報告書の下水道支障人口 401,156 人を反映させて算出した数量を、本市の災害用トイレとして備蓄する。

参考として、避難所におけるトイレの供給タイムラインを下図に示す。

(避難所におけるトイレの供給タイムライン)



出典：マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン

イ 高齢者、乳幼児、女性等に配慮した備蓄救援物資

高齢者、乳幼児、女性等に配慮した備蓄救援物資として、紙おむつ、生理用品を備蓄する。また、本市独自に紙おむつの交換の際に必要なお尻拭きシートや高齢者の誤嚥性肺炎の防止を目的とした口腔ケア用品、乳児にミルクを与える際に必要となる授乳カップも備蓄する。

生理用品は必要個数を確保しつつ、昼夜の使用場面に応じて最低限必要と考えられる種類を選定し備蓄するとともに、生理用品を廃棄する際の心情面を考慮した中身の見えない廃棄用ごみ袋も備蓄する。

ウ その他生活必需品等

国の指針では、被災者の生命、身体の保護を念頭に置き、タオルケット、毛布、衣料品、調理道具、食器などを備蓄しておくことが望ましいとしている。

指針の例示品のうち、国が応急対策計画において南海トラフ地震発生時における被災者の生命・健康の維持に不可欠な必需品として、プッシュ型支援の対象としている基本8品目(食料、毛布、携帯トイレ・簡易トイレなど)に含まれる毛布及びトイレトパー

パーを選定し備蓄する。

なお、その他の例示品のうち、衣料品については避難所の生活環境を時間の経過に伴い改善していく中で、災害協定を締結する関係団体・企業等からの調達や被災地外の他の自治体からの支援により確保する。また、調理器具や食器についても、本市の備蓄食料は水や加熱調理、食器を不要とし、開梱後直ちに食することができることから、衣料品と同様の方法により確保する。

(3) 避難所運営用資機材

国の指針では、プライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等、避難所における生活環境の改善対策を講じるため、優先順位を考慮して、必要に応じ、設備や備品を整備することとしている。指針の例示品のうち、次の資機材を備蓄する。

なお、備蓄に適さない設備や備品は、避難所の生活環境を時間の経過に伴い改善していく中で、災害協定を締結する関係団体・企業等からの調達や被災地外の他の自治体からの支援により確保する。

ア 間仕切りパーティション

東日本大震災や熊本地震、能登半島地震における避難所では、授乳室や生理用品などの女性用品の配付スペース、更衣室、休憩室などが確保されておらず、運営上の女性視点の欠如が問題となった。また、近年は女性に限らず、高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を対象として、避難所や避難場所に個室などの専用スペースを確保することが推奨されている。

しかしながら、避難所等となる施設は、小・中学校の体育館やホールなど、広い空間を避難スペースとする場合が多く、こうした場所において用途ごとの個室を用意することは困難であるため、体育館などの広い空間においても、個室のような専用スペースを比較的容易に構成することが可能な間仕切りパーティションを備蓄する。

イ その他の資機材

避難所における災害情報の収集のためのラジオやカセットボンベ式の発電機、投光器、コードリールなどの資機材を備蓄する。

なお、能登半島地震では、避難者の避難所における生活環境を向上し、感染症の予防など健康への負担を軽減するため、発災当初から避難所に設置する必要性が改めて認識された簡易ベッドを備蓄する。

(4) 避難対策用資機材

本市では、これまで平成 26 年、平成 30 年、令和 3 年と相次いで大規模な風水害が発生している。この経験を踏まえて、土砂災害、洪水及び高潮の風水害を対象とした避難情報の発令と指定緊急避難場所の開設に係る避難体制を構築している。

避難情報の発令時、原則、各小学校区に 1 か所拠点的な指定緊急避難場所を開設しているが、避難情報が解除されるまでは、避難者の避難場所への滞在も継続され、長期化することも想定される。このため、拠点的な指定緊急避難場所に対しても物資や資機材を配備の上、避難場所の滞在環境の整備・改善を推進するものとし、次の資機材を配備する。

ア 大型扇風機

体育館等の大空間の避難スペースにおける熱気の排出や換気などの用途として、避難スペースに空調設備が整備されていない施設を対象に大型の扇風機を配備する。

イ 簡易トイレ（車いす対応型）

本市が主に避難場所として使用する市立小・中学校等は、既設のトイレが和式の場合があり、また多目的トイレもすべての施設に整備されていないため、こうした施設状況であっても避難情報の発令時に要配慮者等が安心して避難できるよう、車いす対応型の簡易トイレを配備する。

ウ Wi-Fi ルーター

避難者が災害情報を入手する際に、同一通信回線へのアクセス集中により必要な災害情報を収集できなくなる恐れがある。本市において Wi-Fi 環境を有する避難場所は一部であるため、Wi-Fi 環境が整備されていない避難場所を対象に Wi-Fi ルーターを配備する。

エ ポータブル電源

本市が避難所として使用する施設には、前述の「避難所運営用資機材」としてカセットボンベ式発電機を備蓄しているが、降雨により排気障害が生じる場合には使用が制限されることや、動作音が大きく避難スペース内では使用できないことから、こうした状況下における停電対策としてポータブル電源を配備する。

オ 車いす用スロープ

本市が主に避難場所として使用する一部の施設では、バリアフリー化が完了していないため、車いす使用者等の避難の支障となるおそれがある。こうした施設においても車いす使用者が安心して避難できるよう組立式の車いす用スロープを配備する。

3 品目ごとの備蓄目標数と算出基準

市備蓄救援物資における備蓄対象者は、市報告書における南海トラフ巨大地震の発生による避難所への避難者 172,041 人とし、品目ごとに、供給対象、人口割合、これらを基に算出した備蓄目標数は、次のとおりとする。

なお、前述の「市備蓄救援物資の品目」に記載がなく、すでに必要量の整備が完了している品目についても、参考に算出式及び備蓄目標数を記載している。

算出に当たり用いる人口割合は、本市が公表する統計情報「年齢別人口（区役所別）（令和 6 年 1 月末現在）」により算出する。人口割合は本計画の 5 年ごとの見直しの際に再算出する。

備蓄目標数は、国の応急対策計画、ガイドラインなどを参考としつつ、市報告書等における南海トラフ巨大地震による本市の被害想定も踏まえたものとする。

なお、人口割合及び品目ごとの備蓄目標数の算出に当たって、原則、小数点以下は切り上げている。

(1) 食料・飲料水

ア 品目・供給対象・人口割合

品目	供給対象となる避難者等	人口割合
主食	2 歳以上	99%
離乳食	1 歳	1%
粉ミルク（一部液体ミルク）	0 歳（乳児）	1%…①
粉ミルク（アレルギー対応）	0 歳（乳児）	①の 3%*
飲料水	全員	100%

※ 平成 30 年 12 月「大規模災害対策におけるアレルギー用食品の備蓄に関する提案について（日本小児アレルギー学会）」におけるアレルギー対応ミルクの備蓄量の推奨値を採用

イ 備蓄目標数

品目	計算式	備蓄目標数
主食	$172,041 \text{ 人} \times 99\% \times 2 \text{ 食}^{*1} \times 2 \text{ 日分}$	681,283 食
離乳食	$172,041 \text{ 人} \times 1\% \times 2 \text{ 食}^{*1} \times 2 \text{ 日分}$	6,882 食
粉ミルク（一部液体ミルク）	$172,041 \text{ 人} \times 1\% \times 135 \text{ g}^{*2} \times 2 \text{ 日分} \textcircled{1}$ $\textcircled{1}464,511 \text{ g} - \textcircled{2}13,936 \text{ g}$	($\textcircled{1}464,511 \text{ g}$) $\textcircled{1} - \textcircled{2} = 450,575 \text{ g}$
粉ミルク（アレルギー対応）	$\textcircled{1} \times 3\% = \textcircled{2}$	$\textcircled{2}13,936 \text{ g}$
飲料水 ^{*3}	$172,041 \text{ 人} \times 1\% \times 40\% \times 1 \text{ l} \textcircled{3}$ $172,041 \text{ 人} \times 99\% \times 40\% \times 0.5 \text{ l} \textcircled{4}$	($\textcircled{3}689 \text{ l}$) ($\textcircled{4}34,065 \text{ l}$) $\textcircled{3} + \textcircled{4} = 34,754 \text{ l}$

※1 避難所における避難生活では、1日に必要とするエネルギー量や栄養素量を無理なく摂取できることが重要である。発災当初の混乱の中でも、最低限、避難者が体調を維持するために必要なエネルギーを摂取する食料を提供することに重点を置き、現状の限られた物資の保管スペースの中で他の必要不可欠な救援物資との数量のバランスに配慮しながら対応可能と考える最大量（1日2食）の食料の備蓄に努める。

なお、避難者への食料の提供に関しては、1日3食の理想に近づけるため、引き続き、備蓄体制の充実について検討及び推進するとともに、市域内調達救援物資や家庭内、事業所の備蓄と一体的に機能するよう努める。

企業との連携による主食の流通備蓄も備蓄数量に含めるものとする。ただし、流通備蓄は食物アレルギー非対応の場合がある。

（企業との流通備蓄の取組（令和8年3月現在）…株式会社社良品計画）

※2 1ℓのミルクを調乳するために必要となる粉ミルクの量（市立保育園等使用品の平均値）

※3 広島市水道局大規模地震発生時における業務継続計画では、南海トラフ巨大地震発生時の断水人口を46万人と想定している。これは広島市の人口に対して40%に当たる。この人口割合を用いて、避難者のうち40%の者が上水道支障の影響を受けることを基本的な考え方として、備蓄目標数を算出する。

飲料水は、飲料水源において確保し給水車により運搬供給することを原則とするが、津波浸水により給水が困難となる場合や給水体制が整うまでの間の対応のため、0歳児に対しては粉ミルクの調乳用として1日に1ℓ、1歳以上に対しては飲用として1日に0.5ℓを備蓄する。なお、飲料水の備蓄は、給水車による運搬供給体制が整うまでの最小限量とし、1日分に限り備蓄する。

企業との連携による飲料の流通備蓄も、飲料水の備蓄数量に含めるものとする。

(2) 生活必需品

ア 品目・供給対象・人口割合

品目	供給対象となる避難者等	人口割合
携帯トイレ（凝固剤・便袋）	全員	100%
簡易トイレ（段ボール）	全員	100%
簡易トイレ（段ボール）用手すり	指定避難所	—
簡易トイレ（通常型）	全員	100%
簡易トイレ（車いす対応型）	指定避難所	—
マンホールトイレシステム上部構造物	指定避難所等	—
トイレットペーパー	全員	100%
紙おむつ（高齢者用）	全員の0.5%*	0.5%
紙おむつ（子供用）	0～2歳	3%
お尻ふきシート	0～2歳、全員の0.5%*	3.6%
生理用品	10歳～50歳女性	24%
生理用品廃棄用ごみ袋	10歳～50歳女性	24%
口腔ケア用品	65歳以上	27%
マスク（大人用）	指定避難所	—

マスク（子供用）	指定避難所	—
授乳カップ	0歳	1%
毛布（アルミブランケット等を含む。）	全員	100%

※ 大規模地震・津波災害応急対策対処方針における要介護の高齢者を想定した係数0.5%を採用

イ 備蓄目標数

品目	計算式	備蓄目標数
携帯トイレ（凝固剤・便袋）	$172,041 \text{ 人} \times 35\% \times 5 \text{ 回} \times 2 \text{ 日分}^{\ast 1}$	602,144 回分
簡易トイレ（段ボール）	$172,041 \text{ 人} \times 35\% \div 50^{\ast 1}$	1,205 基
簡易トイレ（段ボール）用手すり	212 か所 \times 2 台	424 台
簡易トイレ（通常型）	$172,041 \text{ 人} \times 35\% \div 50^{\ast 1} - 212^{\ast 1}$	993 基
簡易トイレ（車いす対応型）	212 か所 \times 1 基 $^{\ast 1}$	212 基
マンホールトイレシステム上部構造物	マンホールトイレシステム 1 基につき 1 組	整備済み基数分 $^{\ast 2}$
トイレトーパー	$172,041 \text{ 人} \times 35\% \times 0.18^{\ast 1} \times 2 \text{ 日分}$	21,678 巻
紙おむつ（高齢者用）	$172,041 \text{ 人} \times 0.5\% \times 8 \text{ 枚} \times 2 \text{ 日分}$	①13,764 枚
紙おむつ（子供用）	$172,041 \text{ 人} \times 3\% \times 8 \text{ 枚} \times 2 \text{ 日分}$	②82,580 枚
お尻ふきシート	(①+②) \times 1 枚	96,344 枚
生理用品	$172,041 \text{ 人} \times 24\% \times 1/4 \times 8 \text{ 個} \times 2 \text{ 日分}$	165,160 個
生理用品廃棄用ごみ袋	$172,041 \text{ 人} \times 24\% \times 1/4 \times 8 \text{ 枚} \times 2 \text{ 日分}$	165,160 枚
口腔ケア用品	$172,041 \text{ 人} \times 27\% \times 2 \text{ 日分}$	92,903 回分
マスク（大人用）	212 か所 \times 2 箱（50 枚/箱） $^{\ast 3}$	424 箱（21,200 枚）
マスク（子供用）	212 か所 \times 1 箱（50 枚/箱） $^{\ast 4}$	212 箱（10,600 枚）
授乳カップ	$172,041 \text{ 人} \times 1\% \times 1 \text{ 個}^{\ast 5}$	1,721 個
毛布（アルミブランケット等含む。）	$172,041 \text{ 人} \times 1 \text{ 枚}^{\ast 6}$	172,041 枚

※1 災害用トイレ（携帯トイレ、簡易トイレ等）

市報告書では、南海トラフ巨大地震の発生により 401,156 人に下水道機能支障が生じると想定しており、これは広島市の人口に対して 35%に当たる。この人口割合を用いて、避難者数のうち 35%の者が下水道支障の影響を受けることを基本的な考え方として、各種トイレの備蓄目標数を算出する。

- ・ 国の「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」では、避難所におけるし尿処理の体制を整備する上で、発災当初においては避難者 50 人当たり仮設トイレ 1 基、トイレの平均的な使用回数は 1 日 5 回とした備蓄を推奨しており、この指標を用いて備蓄目標数を算出する。
- ・ 簡易トイレ 1,205 基について、段ボール製のものを備蓄しているが、今後、機能向上を目的として、洋式便器とテントで構成される簡易トイレ（通常型）に順次切り替える。
- ・ 簡易トイレ（通常型）の備蓄目標数に簡易トイレ（車いす対応型）の基数を含めることとし、212 基を減じる。
- ・ 簡易トイレ（車いす対応型）については、各指定避難所に 1 基を備蓄する。
- ・ トイレトーパーについても、基本的な考え方は同様とする。

60,215人×0.18巻（避難者1人当たり1日必要量）×2日分=21,678巻

※2 マンホールトイレシステム上部構造物は、マンホールトイレシステムの整備済み基数と同数を備蓄する。整備済み基数261基分の上部構造物261組に、今後、整備を進めるマンホールトイレシステム分の上部構造部も備蓄目標数に順次加算する。

※3 マスク（大人用）
各指定避難所に2箱（50枚／箱）を備蓄する。

※4 マスク（子供用）
各指定避難所に1箱（50枚／箱）を備蓄する。

※5 授乳カップ
本市では、市立保育園等に哺乳瓶と哺乳瓶の乳首を循環備蓄（※）している。発災1日目については、市立保育園等で循環備蓄する哺乳瓶等、発災2日目については授乳カップ（災害用）で賄うものとする。
172,041人×1%×1個=1,721個
（※）循環備蓄…普段消費しているものを少し多めに保管して、賞味期限や消費期限に近いものから消費するとともに、消費した分を買い足して補充すること。

※6 毛布
国は、毛布について応急対策計画等で避難者1人当たり2枚の毛布が必要になるという前提で必要量を算出しており、自治体についてもこのことを踏まえて備蓄することを促している。本市においては、まずは、避難者1人当たり1枚の毛布を提供できるよう備蓄を行うこととし、今後、現有数に対して不足する毛布を追加整備していくこととする。
なお、毛布は、アルミブランケット等の用途を同じくするものをその代替品とすることも可とする。

(3) 避難所運営用資機材

ア 品目・供給対象

品目	供給対象となる避難者等	人口割合
間仕切りパーティション	指定避難所ごとに、授乳室、女性用品配布スペース、更衣室、休憩室、要配慮者スペースの計5張	—
ワンタッチ目隠しテント	指定避難所	—
簡易ベッド（ワンタッチ式）	指定避難所	—
ラジオ	指定避難所	—
折りたたみ式リヤカー	指定避難所	—
発電機、投光器、コードリール	指定避難所	—
自主防災組織用資機材一式※	指定避難所	—
ペールバケツ	指定避難所	—
柄杓	指定避難所	—
ごみ袋（生活ごみ処理）	指定避難所	—

※ 万能斧、のこぎり、担架、スコップ、テコパール、ポルトクリッパー及びロープ

イ 備蓄目標数

品目	計算式	備蓄目標数
間仕切りパーティション	212 か所×5 張	1,060 張
ワンタッチ目隠しテント	212 か所×2 張	424 張
簡易ベッド（ワンタッチ式）	212 か所×5 台	1,060 台
ラジオ	212 か所×1 台	212 台
折りたたみ式リヤカー	212 か所×1 台	212 台
発電機、投光器、コードリール	212 か所×1 式	212 式
自主防災組織用資機材一式	212 か所×1 式	212 式
ペールバケツ	212 か所×1 個	212 個
柄杓	212 か所×1 個	212 個
ゴミ袋（生活ごみ処理）	212 か所×1 束	212 束

(4) 避難対策用資機材

ア 品目・供給対象

品目	供給対象となる避難者等	人口割合
非接触型体温計	拠点的な指定緊急避難場所	—
アルコール消毒剤	拠点的な指定緊急避難場所	—
アルコールウェットティッシュ	拠点的な指定緊急避難場所	—
ハンドソープ	拠点的な指定緊急避難場所	—
ペーパータオル	拠点的な指定緊急避難場所	—
ゴミ袋（感染症対策）	拠点的な指定緊急避難場所	—
マスク（大人用）	拠点的な指定緊急避難場所	—
マスク（子供用）	拠点的な指定緊急避難場所	—
コンベックス	拠点的な指定緊急避難場所	—
簡易ベッド（エアベッド）	拠点的な指定緊急避難場所	12.7%
アウトドアテント	拠点的な指定緊急避難場所	—
扇風機	拠点的な指定緊急避難場所	—
簡易トイレ（車いす対応型）	拠点的な指定緊急避難場所	—
Wi-Fi ルーター	拠点的な指定緊急避難場所	—
ポータブル電源	拠点的な指定緊急避難場所	—
テーブルタップ	拠点的な指定緊急避難場所	—
虫よけスプレー	拠点的な指定緊急避難場所	—
車いす用スロープ	拠点的な指定緊急避難場所	—

イ 備蓄目標数

品目	計算式	備蓄目標数
非接触型体温計	143 か所×2 個	286 個
アルコール消毒剤	143 か所×3 本	429 本
アルコールウェットティッシュ	143 か所×1 袋	143 袋
ハンドソープ	143 か所×2 本	286 本
ペーパータオル	143 か所×2 袋	286 袋
ごみ袋（感染症対策）	143 か所×1 束	143 束
マスク（大人用）	36 か所 ^{※1} ×2 箱	72 箱（3,600 枚）
マスク（子供用）	36 か所 ^{※1} ×1 箱	36 箱（1,800 枚）
コンバックス	143 か所×1 個	143 個
簡易ベッド（エアベッド）	9,489 人 ^{※2} ×0.127 ^{※3}	1,205 台
アウトドアテント	143 か所×5 張	715 張
扇風機	36 か所 ^{※4} ×2 台	72 台
簡易トイレ（車いす対応型）	36 か所 ^{※1} ×1 基	36 基
Wi-Fi ルーター	141 か所 ^{※5} ×1 個	141 個
ポータブル電源	137 か所 ^{※6} ×1 台	137 台
テーブルタップ	143 か所×2 本	286 本
虫よけスプレー	143 か所×1 本	143 本
車いす用スロープ	143 か所×1 基	143 基

※1 指定避難所を兼用しない拠点的な指定緊急避難場所 36 か所を対象

指定避難所を兼用する拠点的な指定緊急避難場所（107 か所）については、生活必需品に計上するマスク（大人用・子供用）を流用することを想定

※2 平成 30 年西日本豪雨における最大避難者数

※3 後期高齢者割合

※4 避難スペースに空調設備又は扇風機のない拠点的な指定緊急避難場所

※5 Wi-Fi 環境が整備されていない拠点的な指定緊急避難場所

※6 非常電源設備のない拠点的な指定緊急避難場所

4 市備蓄救援物資の整備

備蓄救援物資のうち、備蓄目標数に達していない物資等については、賞味期限や使用期限などを勘案して柔軟かつ計画的に整備を進めるとともに、経費の平準化も図りながら、可能な限り財政負担の少ない効率的な備蓄に努めることとする。

5 更新・管理・有効活用

(1) 市備蓄救援物資の更新

食料や飲料水については、賞味期限の到来までに適切に更新するものとする。生活必需品についても、使用期限があるものは食料等と同様に期限到来までに適切に更新する。

また、賞味期限や使用期限のない耐久資機材についても、動作試験や目視点検などにより、発災時、使用不能となることがないように管理するものとし、必要に応じて適切に更新する。

(2) 管理

備蓄救援物資については、分散備蓄、集中備蓄ともに適切に在庫管理を行う。また、適切な在庫管理に資するため、必ず年1回は棚卸作業や動作確認を行うものとする。

(3) 有効活用

更新した備蓄救援物資については、廃棄することがないように防災訓練や啓発事業等で利用する。また、売払いが可能な場合には売払うとともに、関係機関等は無償譲渡するなど、有効活用に努める。

第3 市備蓄救援物資の保管方法

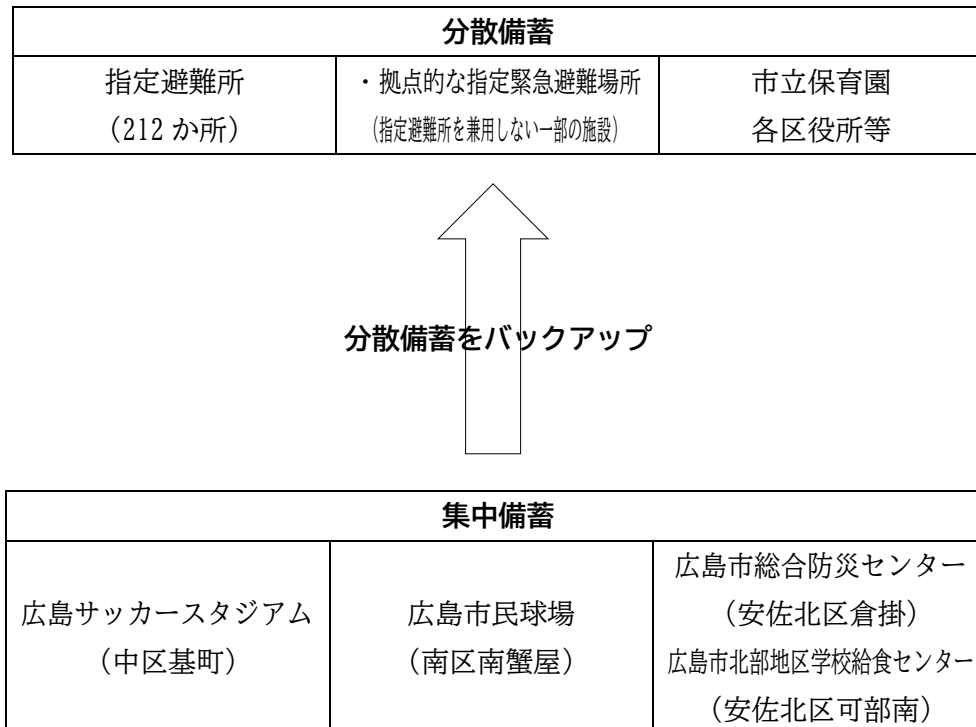
1 基本的な考え方

本市では、南海トラフ巨大地震による道路の損傷や交通渋滞の発生、液状化や輸送を担う市職員のマンパワー不足など、様々な被災状況を考慮し、備蓄救援物資について、各避難所にコンテナ式備蓄倉庫等の設置や余裕教室・空きスペースなどの活用により分散備蓄することを基本としている。また、避難情報の発令時、原則、各小学校区に1か所開設する拠点的な指定緊急避難場所（指定避難所を兼用しない場合に限る。）についても、保管場所が確保できたところから物資や資機材を配備している。さらに、津波浸水被害地域内の高台にある津波に対応した指定緊急避難場所についても、今後、計画的に備蓄倉庫を整備し物資や資機材の配備を進め、備蓄体制の強化を図るものとする。

乳児用粉ミルクは賞味期限が短く備蓄には不向きであるため、市立保育園等での循環備蓄を基本とする。また、調乳が不要であり即時提供可能な液体ミルクも各区役所等に一定量保管する。

各避難所や拠点的な指定緊急避難場所に備蓄できない物資は、集中的に広島サッカースタジアムや広島市民球場などの大型の備蓄倉庫（以下「集中備蓄倉庫」という。）に備蓄する。

（概念図）



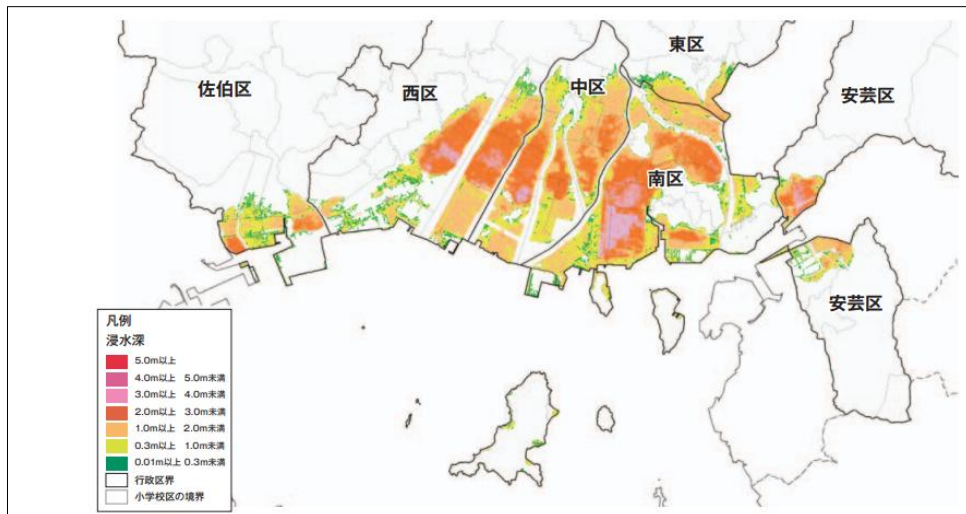
2 市備蓄救援物資の被災リスクと対策

市報告書では、南海トラフ巨大地震発生時、津波浸水被害（図①）が生じると想定しており、津波浸水被害地域と指定避難所の備蓄倉庫を照合すると、同地域内に 59 か所※（図②）が立地（全体の約 30％）している。また、集中備蓄倉庫を整備している広島市民球場も同地域内に立地し、指定避難所の備蓄倉庫に加え、広島市民球場も津波浸水被害が生じた場合、備蓄する食料では、最大で全体の約 50％が使用不能となる。

こうした被害が生じた場合でも、発災直後から直ちに避難者支援を開始できるよう、最低限 1 日分の物資を確実に供給するため、1.5 日分 + α （0.5 日分）の市備蓄救援物資を確保した上で、同地域内外の位置的なバランス等に十分配慮して保管する。

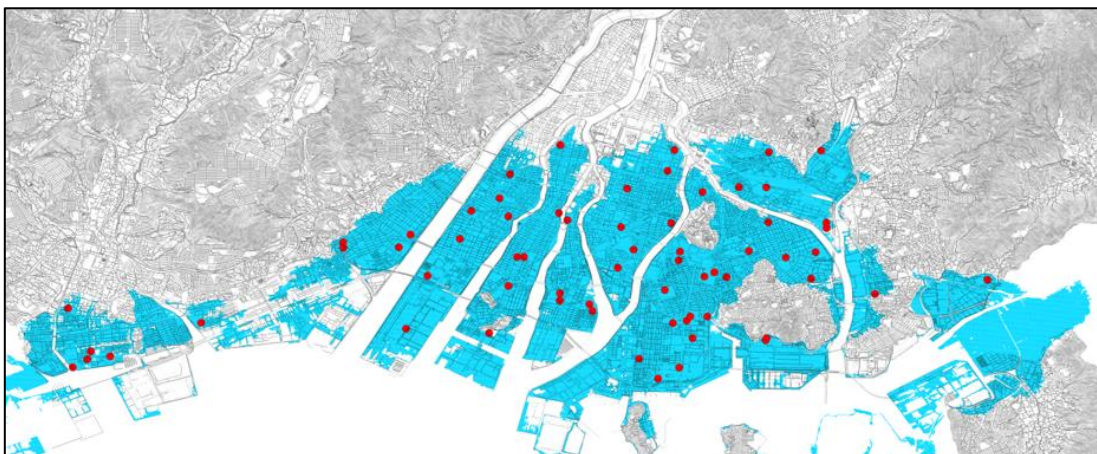
※ 備蓄倉庫の基礎高を考慮し 20 cm 以上の津波浸水被害のある備蓄倉庫を抽出

（図① 津波浸水被害）



出典：広島市の地震被害想定（リーフレット）

（図② 津波浸水被害地域と物資を備蓄する倉庫の照合）

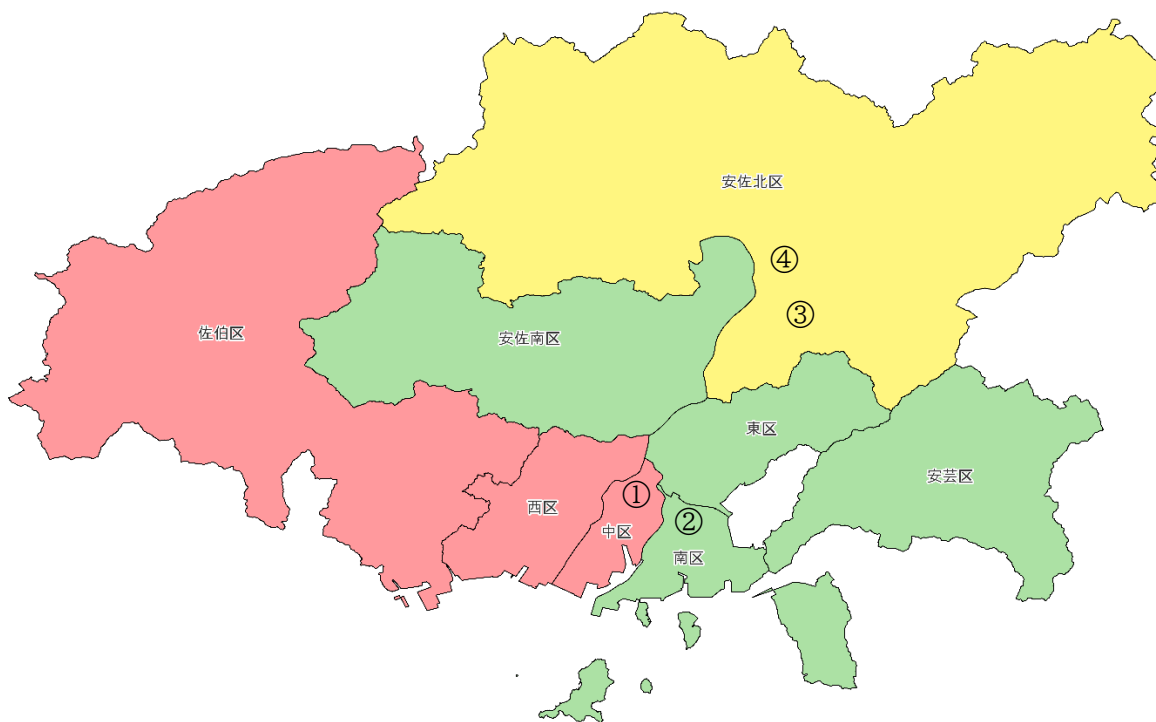


3 集中備蓄倉庫ごとのカバーエリア

現在、本市では各避難所等における分散備蓄の不足などの事態へのバックアップとして、市内に4か所の集中備蓄倉庫を配置している。集中備蓄倉庫ごとのカバーエリアは、各行政区内の避難所数や倉庫面積などを勘案した上で設定している。

No.	施設	カバーエリア	エリア内避難所
①	広島サッカースタジアム	中区、西区、佐伯区	93 か所
②	広島市民球場	東区、南区、安佐南区、安芸区	91 か所
③	広島市総合防災センター	安佐北区	28 か所
④	広島市北部地区学校給食センター		

(カバーエリアのイメージ図)



4 集中備蓄倉庫に係る基準

(1) カバーエリア（配置の考え方）

集中備蓄倉庫ごとのカバーエリアについては、その整備目的、輸送距離・効率を考慮し、市域全体にバランスよく配置する必要がある。このことから、概ね2行政区ごとに1か所の集中備蓄倉庫の配置を数的指標とする。

(2) 施設要件

今後、新たに集中備蓄倉庫を確保する場合は、国の「大規模地震・津波災害応急対策対処方針」における広域物資輸送拠点の選定基準等を参考に、原則として、以下のことを施設要件とする。

- ① 新耐震基準に適合した施設であること
(昭和56年6月1日以降に耐震補強工事を行った施設を含む。)
- ② 屋根があること
- ③ フォークリフトを利用できるよう床の強度が十分であること
- ④ 12mトラック(大型)が敷地内に進入でき、荷役作業を行う空間が確保できること
- ⑤ 12mトラック(大型)が倉庫に接車でき、トラックウイング又はリアドアの開放による荷役作業を行う空間が確保できること
- ⑥ 非常用電源が備えられていること
- ⑦ 原則として津波浸水地域外であること
(津波浸水地域内の場合は、想定浸水深以上に物資を格納するなど、浸水対策が講じられていること)
- ⑧ 避難所となる行政庁舎、学校、体育館ではないこと
- ⑨ 緊急時の連絡体制が整備されていること

※ 下線要件については、本市の集中備蓄倉庫として運用することを考慮し、本市独自に国の「大規模地震・津波災害応急対策対処方針」の広域物資輸送拠点の選定基準に加えたものである。

5 今後の取組

本計画の策定に当たり、備蓄救援物資の品目・数量ともに大幅な増強・拡充を行うこととしており、分散備蓄、集中備蓄ともに保管場所の追加確保を進める必要がある。

分散備蓄については、能登半島地震で問題となった災害孤立地域への支援対策として物資量の増量などを行う必要がある。また、各避難所に設置している備蓄倉庫についても経年劣化が著しく、物資の取出しに支障が生じるほど手狭になっているため、増床を基本とした更新や避難所となる施設内に新たな保管場所を確保することについても、今後、計画的に行っていく。

集中備蓄については、市域全体の配置バランスやカバーエリア、倉庫から避難所までの輸送距離を考慮し、安佐南区や安芸区、佐伯区に追加配置できるよう努めるとともに、過去の災害で問題となったノウハウのない自治体職員の作業や根本的なマンパワー不足を解決するため、専門家や専用の設備・資機材が揃い、運営の面で効率的かつ効果的と考えられる利

第4 受援救援物資（広島県備蓄救援物資）

1 広島県備蓄救援物資

広島県は、広島県地域防災計画に基づき、南海トラフ巨大地震等の大規模広域災害に備えた災害応急救助物資（食料、飲料水、生活必需品等）の備蓄等について、広島県、県下市町、家庭・企業の役割に応じた備蓄の基本的な方向性や備蓄目標を定めるため方針を作成し、食料や生活必需品などを備蓄している。

県の方針において公表されている広島県全体の備蓄の計画量の一部が、発災時、本市に対して供給される。なお、供給量は県下の被災状況等により変動すると考えられる。

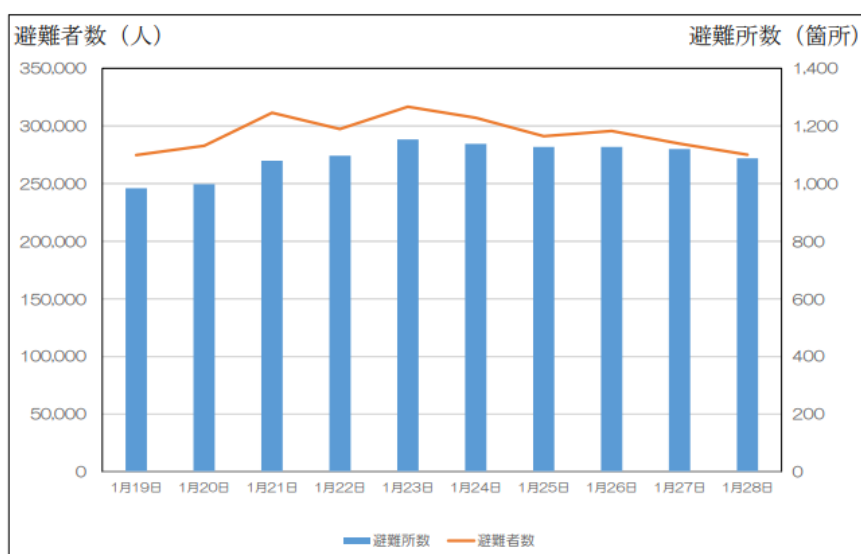
（広島県備蓄救援物資計画量）

品 目		計 画 量
アルファ化米		124,797 食
クラッカー等		294,922 食
離乳食		3,542 食
粉ミルク		122,451 g
粉ミルク（アレルギー対応）		24,200 g
液体ミルク		706,522 ml
簡易トイレ	本体	7,620 基
	凝固剤	762,000 回分
	便収納袋	762,000 回分
成人用おむつ		2,768 枚
乳幼児用おむつ		13,842 枚
生理用品		31,823 枚
毛布（アルミブランケット等を含む。）		34,605 枚

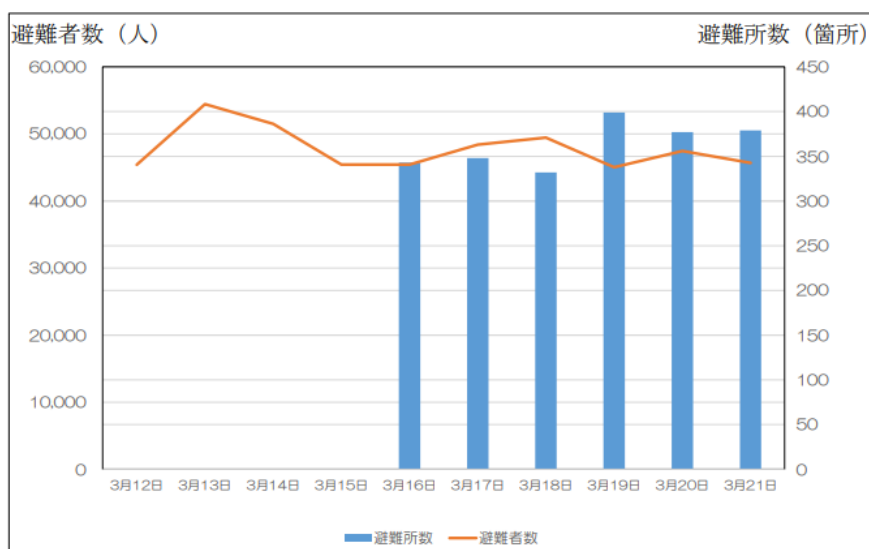
2 追加調達

阪神・淡路大震災や東日本大震災では、避難所の避難者数は、発災から10日間程度はほぼ横ばいであった。このことから、南海トラフ巨大地震発生時、本市が開設した避難所に発災後3日目においても約17万2千人が引き続き滞在していると想定される。このことを前提とすると、広島県備蓄救援物資に加えて、受援救援物資（他自治体）や市域内調達救援物資を並行して追加調達する必要がある。

（阪神・淡路大震災における避難者数の推移）



（東日本大震災における避難者数の推移（岩手県））



出典：避難所の役割についての調査検討報告書（内閣府（防災担当））

3 市救援物資補給輸送拠点（2次拠点）の開設

広島市受援計画では、他の地方公共団体からの救援物資受援により物資を確保することを決定した場合、市災害対策本部事務局に受援班を設置するとともに、原則として、市救援物資補給輸送拠点（2次拠点）※を開設し、開設した2次拠点を經由して、指定避難所に輸送すると定めている。

実際に、市災害対策本部事務局が広島県備蓄救援物資の取得を決定した場合、広島県の物資保管場所から輸送される救援物資の受入れや荷捌きなどの荷役作業、避難所までの輸送のため市救援物資補給輸送拠点（2次拠点）の開設、運営が必要となる。こうした受援体制の詳細は、広島市受援計画などによる。

※ 本市が、国や広島県から供給される物資を受入れ、避難所に向けて送り出すために開設、運営する施設（経済観光局、道路交通局から動員）

4 輸送拠点運営の困難性と対策

熊本地震の際には、市救援物資補給輸送拠点（2次拠点）のような物流拠点運営をノウハウのない自治体職員が行ったことにより、物資が滞留し避難所への輸送が滞った事例が生じている。この教訓から円滑な物資物流のため、物流企業のノウハウ活用の重要性が認識され、能登半島地震では、国や被災自治体からの要請を受けた指定公共機関である物流企業などが物流拠点運営を行ったところである。

一方で、東日本大震災での被災自治体の証言や防災協定を締結する物流企業へのヒアリングでは、被災自治体が物流企業の支援を受けることができるのは、最短でも発災から3日目以降になるとのことであった。このため、発災から2日目までに広島県備蓄救援物資の受入れのため輸送拠点を開設・運営する場合、市単独での運営となる可能性が高くなり、熊本地震の教訓から自治体職員による対応は物資の輸送が滞る結果を招くおそれがある。

こうした状況を避けるため、広島県等からの受援救援物資の受入れを物流企業からの支援が期待できる発災から3日目頃に繰り延べ、本市が1.5日分+ α （0.5日分）の救援物資の備蓄を行うことにより、避難所への確実な救援物資の供給が可能となる。

（能登半島地震被災地における物流企業が関与した輸送拠点運営の様子）



出典：令和6年能登半島地震に係る検証チーム 内閣府（防災担当）作成資料

第5 受援救援物資（国・他自治体）

1 国からのプッシュ型支援

発災から4日目以降に必要なになると想定される食料や生活必需品などは、国の被災府県へのプッシュ型支援により確保する。プッシュ型支援により国から供給される物資は、広島県が県救援物資補給輸送拠点（1次拠点）〔広島県防災拠点施設〕で受け入れた後、市救援物資補給輸送拠点（2次拠点）を経由して、避難所に供給される。

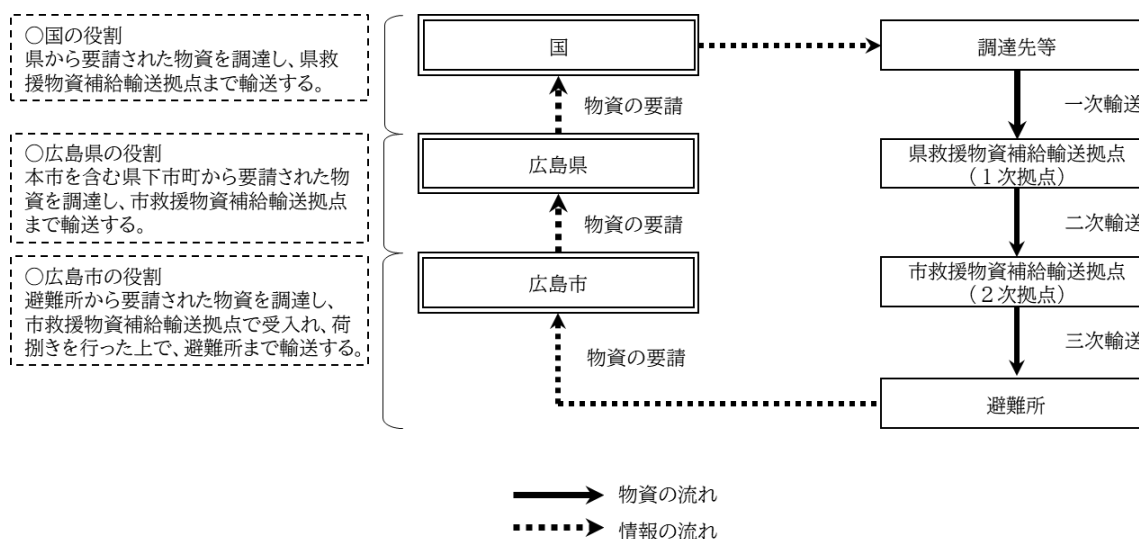
(1) 広島県へのプッシュ型支援による供給量

国の応急対策計画では、国が行う広島県へのプッシュ型支援の物資量が公表されており、計画量の一部が、発災時、本市に対して供給される。なお、供給量は県下の被災状況等により変動すると考えられる。

品 目		計画量（A）
食 料	4 日目	420,000 食
	5 日目	460,000 食
	6 日目	500,000 食
	7 日目	540,000 食
乳児用粉ミルク		775 kg（775,000 g）
携帯トイレ・簡易トイレ		563,272 回分
大人用おむつ		25,600 枚
乳児・小児用おむつ		133,311 枚
生理用品		157,562 枚
毛布		10,269 枚
トイレットペーパー		115,200 枚

(2) プッシュ型支援における役割及び物資の流れ

国のプッシュ型支援による避難者への物資の供給に当たっては、本市をはじめ、国や県などの多くの機関が関与することとなる。国のプッシュ型支援による国、広島県及び本市の役割と物資の流れを以下に示す。



出典：ラストワンマイルにおける支援物資輸送・拠点開設・運営ハンドブック（一部改変）

(3) 追加調達

発災後4日目以降においても、約17万2千人が避難所に継続避難していることを前提とすると、広島県備蓄救援物資（第5受援救援物資（広島県備蓄救援物資）参照）、国のプッシュ型支援による物資に加えて、受援救援物資（他自治体）や市域内調達救援物資を並行して追加調達する必要がある。

2 他の自治体（広島県備蓄救援物資を除く）からの支援

市備蓄救援物資や広島県備蓄救援物資、市域内調達救援物資（後述）を調達しても、避難所に供給する物資が不足することが見込まれる場合などには、他の自治体と締結する災害時における相互応援に関する協定の枠組みなどの活用により必要とする物資を確保するよう努める。相互応援に関する協定を以下に示す。

協定名	締結先	協定内容
災害時相互応援協定	広島県及び広島県内市町	食料、飲料水及び生活必需品などの提供
中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定	中国・四国地区の県庁所在9都市	同上
21大都市災害時相互応援に関する協定	東京都及び20政令指定都市	同上
瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援協定	瀬戸内海沿岸部に所在する市町村	同上
災害時相互応援協定	日南市・宮崎市	同上

3 市救援物資補給輸送拠点（2次拠点）の開設

プッシュ型支援により国から供給される物資、他の自治体からの支援物資のいずれについても、受入れや荷捌きなどの荷役作業、避難所までの輸送のため市救援物資補給輸送拠点（2次拠点）の開設、運営が必要となる。こうした受援体制の詳細は、広島市受援計画などによる。

第6 市域内調達救援物資

発災から3日目までは、市備蓄救援物資を中心に、広島県備蓄救援物資などにより対応していくが、過去の震災では、発災当初、避難所において食料などが圧倒的に不足したと言われている。こうしたことへの備えや時間の経過とともに多様化する避難所の物資ニーズに対応し幅広い品目を取り揃えるため、本市では複数の関係団体等と災害時における食料や生活必需品の緊急調達等に関する協定を締結している。

加えて、発災から4日目以降に本格化する国による食料や生活必需品のプッシュ型支援は、各自治体の被災状況などにより本市への支援物資の供給量が変動し、物資量が不足することも考えられるため、本市の備蓄1.5日分+ α (0.5日分)の供給後も継続して関係団体等から物資を調達する必要がある。

1 調達方法及び体制

地域防災計画において、災害時の物資調達については、原則として、区災害対策本部が行い、健康福祉局及び経済観光局が協力する。ただし、区災害対策本部が調達を行えない場合や市で一括して調達する方が有利な場合には、健康福祉局と経済観光局が協力して行うこととしている。

区災害対策本部、健康福祉局及び経済観光局が行う調達業務は、業務継続の優先度の高い通常業務以外の通常業務を休止し、発災当日中に着手するよう広島市業務継続計画に定められている。同計画は、その発動条件を「市域で6弱以上の地震を観測したときなど」としており、本計画の想定災害である南海トラフ巨大地震が発生した場合、同時に同計画も発動し、区災害対策本部等は必要とする市域内調達救援物資を避難所に輸送できるよう関係団体等と調整し、業務を行う必要がある。

区分	主な非常時優先業務及び開始目標時間				
	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	
災害対策	活動体制	・災害対策本部の設置・運営に関すること ・職員及び家族の安否確認			
	情報収集	被害状況の情報収集・伝達に関すること			
	派遣要請	・自衛隊の派遣要請に関すること ・緊急消防援助隊等の派遣要請に関すること			
東の生命体・財産確保	物資供給	救援物資の給付又は貸与についての連絡調整に関すること	・食料の調達及び配給に関すること ・救援物資等の保管、調達及び配給に関すること	民間建築物の被害状況の調査に関すること	応急仮設住宅の建設に関すること

出典：広島市業務継続計画

2 食事提供の際の配慮

能登半島地震被災地における食事提供の事例として、時間の経過とともに温かい食事を求める声や単調なメニューの改善を求める声があったこと、賞味期限の短い食料は提供できなかったことなどが報告されている。その他、避難所に電子レンジがなかったため調達した食事を提供できなかった事例もあり、避難所での調理環境も十分考慮する必要がある。

また、平成30年8月1日付け厚生労働省健康局健康課栄養指導室長事務連絡「避難所における食事の提供に係る適切な栄養管理の実施について」においては、避難生活が長期化する中で、栄養不足の回避、生活習慣病の発症・重症化予防、生活の質の向上等のため、健康状態や栄養状態などを踏まえた食事の提供の必要性が指摘されている。発災から3日目以降、食事提供に関しては、多様な食品を組み合わせ、主食、主菜、副菜を基本にバランスの取れたものになるように留意して食料を調達する。特に、野菜・果物、牛乳・乳製品、魚等は不足となりやすいので注意する。また、菓子パンや菓子類は、長期間の活用には、過剰摂取に留意する必要がある。さらに、高齢者や病者等、個別対応が必要な要配慮者については、特殊栄養食品等の活用も含め、適切に支援できるような食料の調達に努める。

3 調達する物資

(1) 物的ニーズの変化・多様化

避難所における物的ニーズは、時間の経過とともに変化・多様化すると言われている。

熊本地震においては、被災後数日はおにぎりやパンなど直ちに食べられる食料が求められ、次第にウェットティッシュやハンドソープ、段ボールベッドなどの生活関連物資に移行していったとのことである。

また、本市における平成30年7月豪雨災害の記録においても、「避難所からは、衣類や長靴、歯ブラシなど、各個人が日常生活に必要なものから、避難所の運営に必要なタオル、ハンドソープ、殺虫剤、虫よけスプレー、傷テープなど、また、避難所での栄養の偏りを防止するための野菜ジュースなど、多種多様な要望があった」との記載がある。

こうしたことを踏まえると、発災後3日目程度までは市備蓄救援物資と同様の食料や生活必需品を中心に物資の調達を行い、3日目以降、物的ニーズの変化に合わせて徐々に調達する品目を増やす必要がある。

(2) 簡易ベッドの調達・設置

国の防災基本計画においては、「自治体は、避難所における生活環境を良好なものとするため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるもの（要約）」としている。

このことから、発災後、速やかにパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドの供給に関する防災協定を締結する関係団体等から、パーティション等を調達し、避難所への運搬・設置に努める。

なお、避難者全員分を確保できない場合、公平性だけを重視するのではなく、心身の状態の変化など様々な事情や現場の状況を考慮して、要配慮者から提供を進めていくものとする。

(調達する物資の参考例)

<ul style="list-style-type: none"> ○食料 ○育児、介護食品 <ul style="list-style-type: none"> ・乳児用粉ミルク ・乳児用液体ミルク ・ベビーフード ・介護食品 ○水・飲料 ○衣類関係 (男性用、女性用、子供用) <ul style="list-style-type: none"> ・防寒着 ・衣類(トレーナー、Tシャツ、ズボン) ・下着類 ・くつ下・ストッキング ・履物(スリッパ、サンダル、靴) ○台所・食器関係 <ul style="list-style-type: none"> ・紙食器 ・プラスチック食器 ・割箸 ・スプーン ・フォーク ・カセットこんろ ・カセットボンベ ○電化製品関係(避難所で共同使用するものに限り) <ul style="list-style-type: none"> ・乾電池 ・延長コード ・懐中電灯 ・ランタン ・携帯用充電器(電池式) ・洗濯機 ・乾燥機 ・掃除機 ・冷蔵庫 ・冷暖房器具 ・加湿器 ・空気清浄機 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活用品関係 <ul style="list-style-type: none"> ・シャンプー ・リンス ・洗面器 ・石けん ・ボディソープ ・歯磨き粉 ・歯ブラシ ・かみそり ・ハンドソープ ○トイレ関係 <ul style="list-style-type: none"> ・仮設トイレ ・携帯トイレ ・簡易トイレ ・防臭剤 ・除菌剤 ・消臭剤 ○掃除洗濯用品 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ袋 ・バケツ ・掃除用洗剤 ・衣料用洗剤 ○防寒具・雨具・熱中症対策用品 <ul style="list-style-type: none"> ・カイロ ・レインコート ・傘 ・瞬間冷却材 ・冷却シート ○寝具・タオル関係 <ul style="list-style-type: none"> ・タオル ・布団 ・シーツ ・マットレス ・毛布 ・枕 ・タオルケット ・段ボールベッド ・段ボール間仕切り ・パーティション 	<ul style="list-style-type: none"> ○その他生活雑貨 <ul style="list-style-type: none"> ・爪切り ・マスク ・手指消毒剤 ・うがい薬 ○ペーパー類・生理用品 <ul style="list-style-type: none"> ・生理用品 ・ウエットティッシュ ・ウエットタオル ・ペーパータオル ・ティッシュペーパー ・トイレットペーパー ・ボディシート ○育児、介護用品関係 <ul style="list-style-type: none"> ・紙おむつ(大人用/子供用) ・おしりふき ・ほ乳瓶消毒ケース ・ほ乳瓶消毒液 ・ほ乳瓶(使い捨てほ乳瓶を含む) ○応急用品・復旧資機材関係 <ul style="list-style-type: none"> ・給水ポリ袋 ・給水ポリタンク ・土のう袋 ・ブルーシート ・ロープ ・ゴム手袋 ・長靴 ・防塵マスク ・防塵ゴーグル
--	--	--

出典：応急対策計画 別表5-4 プッシュ型支援の標準品目

4 調達物資の供給

(1) 避難所等への供給

市域内調達救援物資の避難所等への供給は、広島市受援計画において調達先の関係団体等による避難所への直接輸送としている。

しかしながら、能登半島地震被災地では夜間に物資が避難所に到着し現地が混乱した事例も報告されている。こうした避難所に提供する時間帯や、調達品目・数量が膨大であり、仕分けが必要な場合などは、区災害対策本部、健康福祉局及び経済観光局は、市災害対策本部と市救援物資補給輸送拠点（2次拠点）の開設等について別途検討・調整を行い、柔軟に対応するよう努める。

(2) 協定締結の取組

関係団体等からの災害協定による物資の調達は、発災時の関係団体等の被災状況などにより供給量の変動することが考えられるため、供給窓口を幅広く確保できるよう、救援物資の調達を所管する経済観光局は、協定締結関係団体の増加に取り組むこととする。

なお、危機管理室は、避難所の運営に係る様々な情報を提供するなど、協定締結に向けて協力するものとする。